

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（骨子）案」  
に係る意見募集について

平成 29 年 4 月 21 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課建設安全対策室  
国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

平成 28 年 12 月 16 日に公布された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号。以下「法」という。）では、第 8 条において、政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととされています。

このたび、その基本計画（骨子）案を、法第 15 条第 2 項に規定されている建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の意見の聴取等をした上で作成しました。基本計画が国民の皆様の声を適切に反映したものとなるよう、広く国民の皆様からご意見を募集致します。

記

1 意見公募期間

平成 29 年 4 月 21 日（金）から平成 29 年 5 月 8 日（月）まで（郵送の場合同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（骨子）案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合(下記の①又は②のいずれかの宛先にお送りください。)

①住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室 宛て

②住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 宛て

(3) FAXの場合(下記の①又は②のいずれかの宛先にお送りください。)

①FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室 宛て

②FAX番号：03-5253-1555

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 宛て

#### 4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)を、それぞれ記載してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。